

# 総務建設常任委員会

令和3年9月9日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年9月9日(木) 午前9時30分 開会  
午前11時16分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	松 林 謙 司
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	梨 本 洪 珪
〃	奥 本 佳 史
〃	増 田 順 弘
〃	岡 本 吉 司
〃	下 村 正 樹
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	谷 原 一 安
〃	内 野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
企画部長	吉 川 正 人
企画政策課長	高 垣 倫 浩
総務部長	吉 村 雅 央
総務部理事	米 田 匡 勝
総務財政課主幹	内 蔵 清
総務財政課長補佐	堀 川 雅 樹
税務課長	葛 本 章 子
〃 補佐	入 江 一 吉
都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	屋 根 良 宣
〃 補佐	西 川 好 彦
〃 補佐	西 川 基 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	巽 重 人

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第51号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて

議第52号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第55号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**松林委員長** それでは、本日の会議を開きますので、ただいまより中継を開始いたします。

ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

各委員の皆様におかれましては、各々何かとお忙しい中、当委員会にご参集いただきましてありがとうございます。季節も9月に入り、秋の気配も感じられるようになってまいりました。ちょうど夏の疲れも出てくる時期でもあろうかと思いますが、どうか各委員の皆様におかれましては、最後まで慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員外議員の紹介をさせていただきます。内野議員、それから、谷原議員、2名です。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染症対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第51号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて説明をさせていただきます。

今回の葛城市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年5月19日に公布されておりますデジタル庁設置法、それから、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こういった法律によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法と言われておるものでございますが、それが改正をされ、葛城市個人情報保護条例において番号法を引用している条文等について、所要の改正を行うという内容でございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表を用いまして、説明をさせていただきます。この新旧対照表でございますが、左側が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております、赤色の表記、それからアンダーラインの部分が改正部分というものでございます。

1枚でございますので、まず個人情報保護条例の第24条の2におきましては、情報提供等記録の提出先等への通知という見出しがついておる規定でございます。この本文中の総務大

臣というものを内閣総理大臣に改めるものでございます。この改正につきましては、デジタル庁設置法附則第41条に基づく改正でございます。デジタル庁において組織の長が内閣総理大臣となったことによるものでございます。

続きまして、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めるという内容でございますが、この部分につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に合わせて番号法が改正されており、その番号法第19条におきまして、特定個人情報の提供の制限という規定がされておりますが、その本文中に4号が追加されましたことに伴い、個人情報保護条例において引用している条項のずれが生じたもので、その規定の整備を行うものでございます。

内容は以上で、附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行するというようにさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**松林委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、第52号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** それでは、ただいま上程になりました議第52号、葛城市税条例の一部を改正することについての説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日、それから、令和2年4月1日、令和3年4月1日に公布をされております地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うという内容でございます。

主な改正内容につきましては、法人の市民税、それから、たばこ税、法人市民税等に係る

延滞金の割合等の特例に係る改正でございます。法人の市民税では、法人市民税における連結納税制度廃止に伴う規定の整備、それからたばこ税では、たばこ税率の引上げと加熱式たばこ及び軽量の葉巻たばこについての課税方式の見直し、それから、延滞金の割合等の特例規定におきましては、法人の市民税における連結納税制度廃止に伴う規定の整備となっております。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表と、それから、別途配付をさせていただいております説明資料、これを併せて説明をさせていただければというふうに考えております。

それでは、まず新旧対照表の1ページから2ページにかけてでございますが、第19条でございます。納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についての規定。それから、次のページの第20条は、延滞金の計算に係る年当たりの割合の基礎となる日数についてを規定しておるものでございますが、こちらは賦課徴収に係る規定でございます、いずれも地方税法における法人市民税の規定の整備に伴う項ずれでございます。

それから、次に、3ページから20ページまでの間に改正がございますが、第23条第3項、第31条第2項及び第3項、第48条第1項から第7項、及び第9項から第16項、それから第50条第2項から第4項、第52条第4項から第6項についてということで、こちら、いずれも法人の市民税についての規定でございます、同じく地方税法の改正に伴う規定の整備となっております。今までのこの改正につきましては、別途配付をさせていただいております資料の1ページから2ページをご覧くださいと思います。

この1ページ、2ページにつきましては、財務省が作成されました法人税、国税であります法人税の改正を図示したものでございます。令和2年3月31日の公布によりまして、地方税法等の一部を改正する法律により法人税法が改正されております。国税において企業グループ全体を1つの納税単位とする現行の連結納税制度に代え、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組み、こちらをグループ通算制度と申しますが、これに移行するという事になってございます。このことにつきまして、資料の1ページにまとめられております。その中で赤い囲みがございますが、こちらが地方税の改正点が示されております。地方税では地域における受益と負担の関係等に配慮するため、連結納税制度は適用されておられません。このため、地方税では現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずると。いわゆる規定の整備というものでございます。

次に、資料の2ページをご覧くださいと思いますが、国税の具体的な改正内容が左側の青い部分に表記をさせていただいております。右側の肌色といいますか着色した部分、こちらが地方税の対応する部分を示しておりますが、見ていただいたら分かると思いますが、従来地方税では連結納税制度の適用はございませんので、左の水色部分の国税の見直しがされましても右側部分の地方税におきましては、その文言を削るとかといった規定の整備のみの改正となっております。この改正につきましては、令和4年4月1日以降に開始する法人の事業年度から適用するとなっております。

一旦、新旧対照表に戻っていただきまして、新旧対照表の24ページから27ページにかけて

でございます。第94条、それから第95条についてでございますが、たばこ税の改正についての規定となっております。こちらにも別途配付いたしております資料の3ページ、4ページでございます。この3ページ、4ページに①、②、③と表記をさせていただいておりますが、①につきましてはたばこ税の税率改正、それから、③の加熱式たばこの課税標準の見直しにつきましては、平成30年度の税制改正による段階的な引上げをするものでございます。また、②の軽量の葉巻たばこの換算方法の改正につきましては、令和2年度の税制改正による段階的な改正となっております。

それでは、資料を基に順次説明をさせていただきます。

資料3ページ、上段の①でございます。こちらは第95条に、たばこ税の税率の規定がございます。平成30年度の法改正におきまして、たばこ税の税率を段階的に国と地方合わせて1本当たり3円引き上げるとというのが決定をされ順次引上げをされておりますが、今回がその最終の改正となっております。それから、第94条におきましては、たばこ税の課税標準についての規定がございます。これは3ページ、下段でございます②で、軽量の葉巻たばこに係る換算方法についてを規定しております。

資料の4ページ③では、加熱式たばこに係る換算方法について規定してございまして、いずれも激変緩和を図るという観点から、3段階ですとか5段階で順次引き上げていくという改正になってございます。

次に、新旧対照表に戻っていただきまして、32ページでございます。

附則第3条の2、附則第4条についてでございますが、こちらはいずれも延滞金の特例についての規定となっております。法人市民税において連結納税制度の廃止に係る規定の整備を行っておるものでございます。

次に、33ページから35ページの附則についてでございます。基本的にこの条例は令和3年10月1日施行となっておりますが、第19条、第20条、それから、法人市民税に係る第23条第3項、第31条、第48条、第50条及び第52条の改正規定並びに附則第3条の2第2項及び第4条の改正規定につきましてはこの法人に係る分でございます。令和4年4月1日施行となっております。法人の市民税、それから市たばこ税に関しましては、附則に経過措置が設けられておりますほか、手持品課税というものがございまして、それに係る市たばこ税について、税額引上げに伴う経過措置の規定を定めておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。取り急ぎの説明でなかなか難しいかも知れませんが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**松林委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第55号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第55号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の改正を受け、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（基準省令）は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、当該条例はこの省令を参酌して定められていることから、この基準省令と同様の改正を行うものでございます。葛城市バリアフリー基本構想におきまして、磐城駅周辺から尺土駅周辺にかけて重点整備地区として定められております。重点整備地区にあります尺土駅前周辺整備地区につきましては、今後、基準を適合することで、旅客特定車両停留施設として指定することも考えられることから、今回改正を行うものでございます。指定することで、補助金の確保、またバスの乗り入れ、車利用者の増加により、停留車両を特定して交通の円滑化を図る等必要となれば、制限することも考えられるものでございます。

内容につきまして、お配りさせていただいております葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例新旧対照表により説明させていただきます。右側、改正後の赤色部分が今回の改正する部分でございます。

まず、1ページをお願いします。目次中、「・第2条」を「一第2条の2」に、「歩道等」を「歩道等及び歩行者専用道路の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に、第6章 旅客特定車両停車施設の構造（第30条—第40条）に、第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第44条）に改め、次に、1ページから2ページでございます。第2条第1号中、自転車歩行者道の次に「、歩行者専用道路」を、自動車駐車場の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、必要な幅員の次に「又は道路構造条例第12条の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加え、第1章中同条の次に、第2条



の2災害等の場合の適用除外としての1条を加えております。「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び歩行者専用道路の構造」に改め、第3条中、「自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路及び歩行者専用道路」に、第4条第3項中、「又は」を「若しくは」に改め、いう。)の次に「又は歩行者専用道路」を、当該歩道等の次に「又は歩行者専用道路」を加え、同項を同条第4項として、同条第2項の次に「3 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。」の1項を加えております。

次に、3ページでございます。第5条及び第6条1項中、歩道等の次に、また、同条第2項中、除く。)の次に「又は歩行者専用道路」を加えております。

次に、3ページから5ページでございます。「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改め、第12条第2号中、「装置」を「設備」に改め、同条第5号中、「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中、「装置」を「設備」に改め、第13条各号列記以外の部分中、以下の次に「この条において」を加えております。

次に、8ページをお願いします。「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に、「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改めております。

次に、19ページをお願いします。第33条第1項中、歩道等の次に「、歩行者専用道路」を加え、同条第2項本文中、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項をただし書中、「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第44条としております。

同じく19ページでございます。第32条中、歩道等の次に「又は歩行者専用道路」を加え、同条第2項では、旅客特定車両停留施設において高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備の設置に関する事、第3項では、同施設に高齢者、障害者等が優先的に利用することができる案内標識の設置に関する事が規定されており、この2項を加え同条第43条としております。

次に、18ページでございます。第31条第1項中、歩道等の次に「、歩行者専用道路」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項、第2項を第4項とし、第1項の次に第2項、第3項として、それぞれ通路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することに関する事が規定されており、この2項を加え、同条を第42条としております。

次に、17ページから18ページでございます。第30条に、第3項、第4項、第5項、第6項として、旅客特定車両停留施設における主要な設備の配置を表示した案内標識及び音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける事が規定されており、この4項を加え、同条を第41条としており、第6章を第7章としております。

次に、11ページからでございます。第5章の次に第6章として、旅客特定車両停留施設の

構造の1章を追加しております。内容につきましては、第30条で通路、第31条で出入口、第32条でエレベーター、第33条では傾斜路、第34条でエスカレーター、第35条で階段、第36条で乗降場、第37条で運行情報提供設備、第38条で便所、第39条で乗車券等販売所、待合所及び案内所、第40条では券売機となっており、それぞれ有効幅員、縦断横断勾配、床の表面の仕上げ、エレベーターについては車椅子使用者が円滑に乗降できる籠の大きさ、また、運行に関する情報については、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備などについて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造、利用の状況を考慮して規定されております。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**松林委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、道路構造令、説明いただきました。かなり突っ込んだというんか勾配、それが滑りにくいようにとかいうことで、以前よりも厳しい条例改正になっていると。葛城市の市道の中で、歩道が設置されている道路、本当にごく一部やと思うんですね。こういう条例を制定するのはええわけやけども、いわゆる高齢者、障がい者、弱者というのか、そういうような形で今後、歩道対策をどういうふうに考えていくのか。この条例で聞いてええんかどうかわかんけども、こういう詳細なことが出てくるということが早急に、例えば通学路であるとか、ほかのところ歩道を設置するという事業を計画しないと、この条例改正したかって、これに該当する歩道がないというふうに思われますので、今後、どういうふうな考え方で持っていられるのかお聞きをしたいと思います。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願ひします。

今回の条例の基準につきましては、旅客特定車両停留施設ということで、尺土駅前周辺事業について、あの周辺を規定するというようなことで改正しております。岡本委員おっしゃいました、これ、市内の歩道設置の計画についてという話なんですけど、積極的につける方向で考えております。まずは補助事業でする工事については、もちろんその基準に合うように歩道を設置していくというところであります。

それと、その重点地区にあります尺土駅周辺から磐城駅周辺の範囲につきましては歩道についても、国道であれば、166号線の歩道については順次、国のほうにお願いした中で進められているという状況でもあります。

以上でございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長が言うてはるのよう分かってますがな。その尺土駅周辺を重点にしてあるのもよう分かってるけどな。私、言うてるのは、葛城市全体見た中では、一遍にでけへんの分かるやん。今は尺土、磐城駅でやってるけども、例えばこっちのほうも広げていくとか、全体で見ると

か、そういうことをやってほしいと言うてるわけで、一遍にでけへんというのはよう分かったるやん。市として、5年、10年先の計画を立ててやっていかんとあかんから、ちょっと生意気なことを言うて悪いけども、ほんで、やっぱり簡単に歩道も設置していかなあかんって言うけど、今、一番問題になったんが用地交渉やんか。歩道します。用地かかりまんねん。用地なかなかできまへんねんというのが現実やろ。そやから、やっぱりそこらもきちっと計画を立ててやってもらいたい。要望しとかんと回答できひんと思うから、お願いしときます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業につきましては、6月議会で報告させていただいた内容と変わりなく進めております。6月に補正いたしました駅舎に直接エレベーターを接続する設計、今、資料としてお配りさせていただいておりますA3、1枚の計画平面図でございます。この設計を含めた全体の詳細設計業務委託につきまして、近鉄日本鉄道と協議を重ねながら、発注に向けて作業を進めているところでございます。工事につきましては、尺土駅の西側を流れている葛下川に架かる橋梁下部工事の発注、契約まで完了しており、間もなく着手の予定となっております。年度内に下部工事部分を完了し、引き続き上部工事と進めていきたいと考えております。

次に、事業の用地の取得の状況でございます。2件の方と用地取得に向け交渉を重ねてい

るところでございます。うち1件の方につきましては、土地及び賃貸住宅を所有されており、この賃貸住宅内の借家人の方とは移転補償、また地権者の方とは土地の売買及び移転補償の契約がそれぞれ完了し、既存建物の撤去の準備を進めていただいております。別の1件の方につきましては、折り合いがつかず難航しており、事業認定を受ける準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指したいと考えております。

以上報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 部長から説明していただきました。エレベーター、今、設計準備してるのは、それはそれでええわけやけど、葛下川の今の部長の説明、下部工だけは令和3年度にするということか。上部工は次年度に送るということか。ということは、予算がないということか。あんだけの幅員で、上部、下部一遍にでけへん。幅員いうたかて、幅4メートルぐらいや。長さは16メートルぐらいあのか知らんけども、それは2年に分けてせなあかんわけか。ということは、そんだけ工事やってると、車も止めなあかんわけやろ。それは仮設か何かで道路を通さんと、全部止めるというわけにはできひんわけやろ。そこらの工事はどうなってるのか。それやったら、仮設するならするで単年度で、こんなわずかな小さい橋みたいなんやったらやで、もちろんくいも打たんなんけども、単年度でできひんのかい。予算的にでけへんのか、技術的にでけへんのか。ということは、やっぱりその通行止めも、簡単に、はいはい、工事中やいうて止めまんねんというわけにいかへんやんか。ここの駅前広場1つにしたかて、止められへんのやから。できるだけ仮設を少のうして、今通ってる本設をまず通して、先に下流から広げて、できたところをまた通して、ほんで、こっちでやるとかいうてこんな大きな橋でもやっとなるわけやから、葛下川みたいなこんな小さい橋やったら単年度でせんと、交通の観点からしてきたら、非常に住民に迷惑かけると思うんやけど、それは今さら言うても不可能かな。設計はできたるわけやろ。できたるんやったら、もう下部と上部と一遍にするという方法はないのか。そこら、ちょっともう一遍、説明してもらいたいと思う。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

岡本委員の質問についてですが、下部と上部を同時に進めるという話ではございますが、予算の関係というところがあって、まず、上部と下部に分かれて施工させてもらうということと、交通安全の件もありますが、交通の通行については片側通行ですね、片側で交互に、片側で通行できる範囲は確保しながら施工していくと。今の現道の橋の北側に設置することとなりますので、その橋の施工範囲というのは現道部分は残りますので、そこは通行できるという状況で橋の施工を進めていきたいというところでございます。

以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 聞いたわけやけど、現道は残るということやけども、将来的に今通っている現道の橋は撤去してしまうということじゃないわけやろ。それで2回に分けなあかんと、こういうことか。

それやったらそれで、そこらを2年に分けなきゃあないのやったらそうか知らんけども、やっぱりそれはそれで、例えば半分なら半分完成しといて、そこを通らして今のところを撤去してとかやな、同一業者であったらできるやないか。例えばや。そうしか今、現道あるからええというようなもんやけど、2年かかるわけやろ。今年、下部工してる間、今のところ通りまんねん。また、上部工するとき、ここまた通りまんねんいうことになるわけやろ。それで北側やって、ほんなら今の現道の工事はまだその次に、ではないの。2年後に一緒にするの。そこら、どうなるの。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

現道の橋梁については、最終、歩道となりますので、撤去せずにそのまま使用するというところですね。その分を工事中の通路に使うということでございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ということは、約16メートルあるわけやから、車道と北側の歩道は後で造りますよと。今の現道は歩道で残すと。それは耐久的にその橋はもつということか。ということは、こっちは新しなるわ、今のところはやで。この橋はかなり古いやろ。歩道やさかい、車は乗らへんさかいか知らんけども、将来的なことを考えたら、そこらも計画の中に入れなあかんのちゃうんか。ほんなら、またその歩道だけしようと思ったかて、同じようにくいも打たなあかんし、重機持ってきたら動かすだけで100万円、200万円で済まへんわけやんか。ほんなら、くい2本打っても3本打っても、金にしたら変わらへん。その辺はもっとあれかいな。新しいところをしといて、傷んだら、歩道のこっちゃさかいに、また5年、10年先か知らんけどするんやと。そういう計画になるわけやねんな。分かりました。

**松林委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 前回、お見せをいただいて、若干今回の図面、変わってんのかなというふうに思いましたが、変わってない。これ、画面に出ないんで非常に残念なんですけど、見ていただいている方が分かりにくいんで確認したいんですけども、③のところの下に、地下道整備については用地買収が完了した後、着工すると。ということは、北側、尺土の旧村のところから使っている地下道は、見込みが立たない間は閉鎖をしたままやと、こういうふうになるんですかね。まずこれ、1点ね。

非常にこの地下道については、生活道路として今、尺土の住民の皆さんが利用されている動線なんで、それを長期にわたって、いや、俺はもう見込みあるんだとおっしゃられるのであれば、その期間をちょっとお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、この広場と駅舎をつなぐ動線は横断歩道を設置して、そこを渡って駅舎に行かれると。もう一つの方法として、この地下道をもう少し幅員を広くして、人がすれ違えるぐらいの歩道をですね、歩道というか一段高い位置で、この駅舎に向かう地下道というののできないのかなと。これ、2つ目。

それから、3つ目は、歩道を渡って階段もしくはエレベーターに移動する間は、これ、露

天なんですけども、この間、できないですかね、雨よけみたいなものがあれば、乗降者の方の雨対策、できないのかなと。

それから、もう一つ、この西側の横断歩道が、これはどちらの方が利用される位置なんかちょっと私、分からないんですけども。もう少し広場側に、これ、東側の横断歩道は若干西のほうに、階段に近いところに移動していただいたんですけども、この西側の横断歩道ももう少し広場寄りのほうが、横断歩道として利用しやすいのではないかなというふうに思うんです。

それから、もう一つは、バスのこの図面のところに書いてる方向が西向いてます。これ、一方通行で、バスが西から来た場合に、ぐるっと広場を迂回してこういう方向で止められるのか。これ、止まっている間、すれ違いが、交互通行がこの幅員でできんのかなと、その辺のところの確認をさせていただきたいと思います。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしくお願いします。

増田委員の質問ですが、まず地下道についてです。地下道は、用地買収が完了次第、着工するとなっておりますが、用地が完了しない時点では現道を利用するというので、閉鎖するというものではありません。

それと、地下道を利用して駅舎に向かうというルートの検討についてですが、まずこの地下道の幅員を広げるということについては、コストの問題もありますし、強度の問題も出てきますので、ちょっと難しいかなということで考えております。地下道からのエレベーターというところも、バリアフリーの関係から考慮する必要もあるというところで、なかなか難しいのかなというところでございます。

それと、西側の横断歩道の位置についてですが、八川のほうから来られる方が利用するというところもあります。今ご指摘ありましたように、広場のほうに設置するというところも考えることはできますけども、それについても詳細設計の中で検討はさせていただきます。

歩道の屋根について、それについても今後発注する詳細設計の中で検討はしたいと思っております。

それと、バスが停止する位置についてのご質問ですが、この広場内は一方通行ということになります。時計回りの一方通行ですね。バスが停止すれば、その北側、そこは通行できるということの構造となっております。

以上です。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** 歩道はちょっと構造上も含めて難しいと。現行当初の計画からここまで変更されてきたんですから、バリアフリーはバリアフリーで横断歩道を造られたんで、これで解消していますので、そういう方法も1つの方法としてご検討いただけたらなと思ったんです。

それともう一つ、ちょっと分からないんですよ。この地下道を現行使うというふうにおっしゃられているんですけども、この出てきた場所というか、入って行く入り口が道路の上にあるように思うんですけども、この図面で私、理解できないので、現行使うということをも

う一度、この図面のどこから入ってどこから出るのか、出入口の位置をもう一度、確認させてください。

この変更については私も前回聞かせていただいた、何で変更したのか。これは用地買収のめどが立たないからというふうにおっしゃられてたんで、それじゃ、ここまで来た工事を止めるわけにもいかんし、代替案としてこういう方法ということでご理解をさせていただいたんですけども、私、この地下道に関して、現行のまま使うことがスムーズにこの計画が問題なくいけりゃいいんですけども、用地買収完了せんこの地下道がこの広場に接続できないということであれば弊害が生じるのかなというふうに思うんですけども、その辺もう一度ちょっと説明願えませんでしょうか。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

この今お渡ししている平面図につきましては、用地買収が完了した後の完成図ということになっておりまして、まずはその用地が買収が完了できないまでは、今おっしゃられてた本線の道路の形についてもできないというところになります。まずは、駅舎にエレベーターを設置すると。それと同時に北側の歩道を整備します。まずはその時点ということで運用しまして、あとはその用地の買収が完了した時点で本線、広場、地下道の整備を行っていくということでございます。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** 最後ですので、私、もう一回、お願いしますわ。めどの立たない、立ってる図面、もう一度くださいよ。今おっしゃられたように。これ、めどが立ってからの図面なんでしょう。そうせんと、弊害の状況も全然、私、わからへんから、歩道だけつけるねんと。エレベーターと歩道だけつけるねんというお話ですよ、今は。そういうことでしょう。そこまでの図面をいただいたら、ここまで進むんだなということの理解ができるんですけども、完成図の中にできるものとできひんものといろいろ混じっていたら、とりあえずの工事がいつ、どこまでの工事なんかという理解のできる図面に変えていただくほうが私、理解しやすいと思うんで、ほかの委員も、私は恐らくこの図面でこんがらがっているのかなというふうに思うんで、できましたら早いタイミングで、めどのついている図面というのをお示しをいただきたいと思います。

**松林委員長** できましたら、増田委員言われたように、現状、どこまでできる図面かどうか、できるものとできないもの、これはちゃんと立て分けて、また近いうちに図面を出していただくようにお願いをいたします。

ほかにございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 2点お伺いします。

まず広場のところにある一般車のプールというところは、バスの北側に2つ、それから、ちょっと地図で分からないですけども、その東側のバス停のところから北向いて曲がっていると、これは3台分というところだと思うんです。この奥の2台というのはここで止

めれるようになって、抜かれるようになってるんか、ちょっとこの辺が意味が分からないんです。それがまず1つ、この図でどういうふうに読み解くんかというのをひとつ教えてください。

それと、前回、私も含めてほかの方からも話があったかと思うんですけども、果たしてここに車がちゃんと入ってきてくれるんか。恐らく乗降者を送ってくる送り迎えの送迎の車というのは、北側歩道の横のところにはんと横づけして乗降されるんじゃないかと思うんです。時間一刻を争うような方が一旦ここまで入って、わざわざ車を止めて、はい、降りて、ここからエスカレーター、階段まで行ってというようにやってくれるんかどうか。この書いたように。恐らくはその北側のところに一時でもぼんと車を止める方が多いと、今も現状、そういう方が多いと思います。本当にやっぱり利用者のことを考えたら、今、北側歩道と南側歩道の間、対向の1車線で考えてはるけども、ここを3車線分取って、北側歩道のところの一番隣接する1車線は東行きのところで、乗降専用のレーンというのをしたらどうですかね。そのほうが利用者にとっては使いやすいし、北側のほうで車もスムーズに流しながら乗降できるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

この2点、お願いします。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

奥本委員の質問についてですが、まず、駅前広場内の3台分のスペースについては、タクシーの待機場所ということで計画をしております。一般車については2台の、そこから西側部分のスペースが止めることができるということになっております。

2点目なんですけど、北側歩道に直接車を止めて乗り入れるということでございます。それについてはちょっと警察のほうとも協議している中で、やはり本線のところにそういうスペースを設けるといところは危ないといところと、安全ではないといところから、広場のほうに誘導するという形で、例えば横断防止柵で横断ができないようにするとかいうことで、その広場のほうに誘導するというのを十分考えて検討してくださいという協議になっております。

以上です。

**松林委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず、最初のほうのこの3台分は何かということに関しては、タクシーの待機場所ということですね。タクシーはそれでいいかもしれませんが、となると、一般車の乗降用のところというのはこの一般車プールの2台分しかないということなんですよね。2台しかなかったら、多分これ以外のところに止められるのもう目に見えてるんですね。あと、その次の質問で、北側と南側歩道の間のところの対向1車線のところをもう1レーン増やして、その1レーン増やすというのは乗降用の一時停止できるところのスペース的なやつをつくと。イメージとすると、空港のところにありますよね、閑空でも。1車線やって、横を本当に一時的にですけど止めて乗降するという、ああいう感じで私、言ってるんですけども。それが何ででけへんのかなという気はするんです。もしそれができたら、一般車の停止場所、停止



台数が増えるし、なおかつその上に、その歩道のところだけでも増田委員おっしゃったように屋根ですね、雨よけの屋根をつけることができれば、そこでも人の流れもそこに誘導できるし、恐らくそっちのほうの利用が多いと思うんですよ。だから、そういうのを何でできへんか、警察が言ってるからじゃなくて、そしたら、ほかのところできているところはどうか。なぜ、どこがどう違う。この尺土駅はできひんで、ほかは何でできるんかというところの理由だけ教えてください。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

奥本委員の質問についてですが、そのスペースを設けることとなると、3車線分ぐらいの用地が必要となります。今現在の用地の中でそれを確保するということところがちょっと今のところは難しいというところで、そのスペースを設ける、安全にそういうスペースを設けるのは難しいということでございます。

**松林委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう言いつ放しになります。要は、現状の北側と南側の歩道のこの間でそれをやろうとするからできへんのであって、言ってみればここを、南側のこの広場のところに、この間だけシケイン状というんですか、道路を動かしたらいいんですよ。そしたら、直進の車の確かに通行は行きにくいかもしれませんが、スピードも落ちるんですわ。あえて南側の歩道のほうに車の道路をずらす。ほんで、1車線分北側に確保する。そういうことはできないんでしょうかね。

**松林委員長** もう3回、言いつ放し。いけますか。今、答えようとしているから、安川課長。

**安川建設課長** 広場のほうに本線を寄せるということとなると、今、その道路の構造に係る等級が3種4級道路の設定で設置している道路でありますので、ある程度の曲線半径が必要となってきます。そうすると結局、全体的に道が南に下がるということとなりまして、曲がる最初ぐらいのところから用地の確保が必要となってきますので、今の確保している用地の範囲では収まらないということとなってきます。それと速度設定もありますので、あまり曲がるような形ではちょっと問題があるということでございます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 増田委員もおっしゃっているように、この絵を何回見せられて、これ、ほんまにできんのかいなというふうなね。ほんで、触りゃ触るほどおかしいことになっていったなど。僕は当初からこれ、関わっているうか。まず1点は、先ほど部長がおっしゃったこの用地買収1件残っていると。これは誠意を持って交渉はすると。そやけども法的措置を取れと。僕はこの前のときから、阿古市長に替わる前からそのことを言うてきたわけや。それを阿古市長は、いやいや誠意を持って交渉するねんと。どんだけ交渉しはったんか、僕、分からんけれども、これでもう4年流れた。この前のときに、それから法的措置を取ってやったら、まだ四、五年かかるねん言うんや。これ、どんだけの行政のこれのための無駄な費用がかかっているか、計算しはったことあんの。もっと早いこと、それぞれありますよ。法的措置なんて誰も取り

たないよ。そやけどここまで進んできて、ほとんどの用地買収で協力してくれはった人がおるわけで、それにまだそういうことをやるいう、どんだけの見通しを立てんの。これ、1つ、これ、1点、阿古市長の覚悟をちょっと聞きたい。どういうことなんか。進める。

それと、実質これ、5年もまだ先、6年も先、いつか見通しつかへんと、法的な措置を取るのに。今日言うて、どことか隣の国やあるまいし、ブルドーザーとか持って行ってべーっと壊すわけにいかへんのやろ。民主的な国ということで、それはそれで。そういう手続ではまだ何ぼかかんの、これ。見通し。その上に立って、この絵を見せられてたらって言わはんの、よう分かるわ、これ。それで、あれがええ、こっちがええって。何か知らんけど、むなしいよ、こんなもの。それで、それやったら、これ、当初から言うてるように、ここの尺土駅前、葛城市としては尺土駅はほんまに玄関口のメインやねや、ここ、葛城市としては。そのときに、言うてるように、奈良県との包括協定も何もないんか、これ、のせられへんのかどうか俺、知らん。努力して、それでここの部分を、尺土の駅前を道広くしました、広場こしらえました。それで済むんかと言うてまんのや。それだけで。

ですから、隣の大きな工場があんねんから、それに何の声かけもせんと、協力の要請もせんと行くんですか。この今、東西に分断されたる道、はつきりと今、奥本議員言わはるようなことをしようとしたら、ずっと東側の道路から、それで西に抜けるのを、こんなもう全部ずっと南側へ道路をつけ換えたらええんとちゃうの、そんだけの交渉の時間あんのやったら。ツバキ・ナカシマという工場に交渉にいろいろ行って、そんだけの時間、まだこんなごたごたしてんのやったら、そないしたらこの広場全部駅のほうへひっつけられるやんけ、この道換えたら。道換えてしもたらええんちゃうの。全部この広場そのものを、駅のほうへひっつけてしもたらええやん、ここの広場。それで、道路をずっと、南側へずっと通したらええやんか。そんな抜本的にやり替えんのやったらやり替えたらどう、こんな。そんな腹を持って、市長、やったらどう。いつまでこんなぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃこんな、横断するのに危ないとか何やとかごちゃごちゃ言うのやったら。これから何年先になるのか知らんけれども、こんな抜本的な計画、見直したらどうですか、これ。

2点、ちょっと返答くださいな。

**松林委員長** 答えられますか。安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

西川委員のご質問です。収用事業ですね、事業認定に取りかかる事業についての見通しなんですけど、説明させていただいたとおり五、六年は、他市町村等々の事例を参考にかかる時間だというところで説明させてもらっておりますが、最終的にはそこには至るんですが、交渉の中で、それより短い期間で契約に至りたいと思っております、極力足を運んで交渉を早期にまとめていきたいと思っております。

計画の見直しについては、長年こういう形で計画しておるものでもあります。市の中のマスタープラン、都市計画のマスタープランなり総合計画なりにも関係してくる話ですので、この場では回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

**松林委員長** 先ほど、法的措置の覚悟というんかね、そこら、市長に求められましたけど、市長、どないですか。

阿古市長。

**阿古市長** 前回のときも申し上げておりますが、法的措置はもう考えた手続を取るということでございます。この計画というのは、前任の市長のときから上がっているんですけども、この形でまず完成させていただきたいなと思っております。その中で、その当時、3人の地権者の方のご了解がいただけなかった状況がございます。何とかお二人の方はご理解をいただいたわけなんですけども、最終的な段階にお一人の方が今まだご了解をいただけてないということでございます。残念ではございますが、もう法的措置の中で決断をしておりますので。ただ、そこに、最終的なところに入るまでにまだちょっと時間がございますので、その並行した時間を、やはり用地交渉の時間として使わせていただきたいなという思いでございます。でも、もうその段取りは進めるということでございます。

それと、尺土駅前のこの広場のご意見をいろいろいただいております。この計画を見直すということになりますと、議員がおっしゃる一部上場企業の工場がある。そのことも確かでございます。それはもう少しスパンとしては長いスパンになるのかなと考えております。今現在のこの尺土駅前広場の開発といいますか整備の中では、ちょっとまたステップが変わっていくのかなという思いがございます。議員ご指摘のように、やはりこれがこの尺土駅前の将来像をどのような形で描くのかということは、議論を深めていかないといけないと思えます。葛城市の玄関口になりますので、単純に乗降者だけの駅前広場であってはいけない。それが今、取りかかっております南北の自動車道とも含めた中で、駅前の都市整備としてどんな整備の仕方をするのか、その図面を早い段階でやはり引いていく必要があるんだろうなということを考えております。

以上でございます。

**松林委員長** 西川委員。

**西川委員** 僕は極端なことを言いましたが、そういうふうな交渉の過程で、このことを実現するためにそういう法的措置も考えるけれども、交渉はしっかりとやっていくと。それでこの形を実現するためにその努力をしていくと。これは担当課、それで市長もその覚悟を持っていると。交渉と2本立てでやっていくというふうなことで、それはいただきました。一番肝腎なのは市長の今おっしゃった、これは玄関口やから、いろいろな長いビジョンには、葛城市としての将来ビジョンは市長の腹の中に、要は腹の中いうか、そういうふうなことも議論をしていくようにせなならんという思いは持ったはるということをお聞きしたんで、それはそれで努力をしていただきたいというふうに思っております。南北の道路のことも頭に入れてはるということですから、あそこら一体の将来の姿というのを、また市長先頭にしっかりと議員の方々、改選でもありますけれども、しっかりとまたその議会とも話しおうて、将来、やっぱりしっかりした玄関口、尺土駅前の整備、これが葛城市の大きな顔になると思いますので、そこらの話を聞かせていただきました。それで、その方向に向かってという思いを持ったはるということを確認しましたんで、僕はこれで結構でございます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ちょっと確認、何回も言っていることなのですが、最近、尺土駅前を僕、ちょっと通ってないんですが、あの看板のほう、まだ立っていますよね。完成予想図。取ってなかったら立ってるんですけども、あれはずっと立って、何のために立ててんのか。これどおりになるのかという問合せが結構多くて、今もう取られているんですかね。まだついていますよね。今もお話あって、いろいろ意見等出てきて、少なくともこのエレベーターに関しては前のままの完成予想図で、右下にあくまで予定図ですとは書いてありますけども、長きにわたり色あせた看板ね。これからまだ先、あの完成図にたどり着くのは四、五年以上はかかるであろうという話じゃないですか、今。改めて、これ、僕、二、三回言っていると思うんですけどもちょっと検討して、何のためにあれを立てているのかもあまりよく分からなくなってるんで、僕。改めて検討していただきたいんですよ。少なくともエレベーターが一番変わるんでしょう、この図面で言うと。図面ではちょっと完成図は僕もあまりよく分からないんですけど、あそこの駅前の看板は完成予想図として出ているものなので、その辺のどうされるのかちょっと、なぜあそこにあれを立て続けなあかんのか聞かせてもらっていいですか。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

看板につきましては撤去する予定をしております。これから詳細設計の委託に入っていく中で、またその図面等々が出てくるといってもありますので、それで変わるということがありますので撤去すると、早いうちには撤去するというところでございます。

以上です。

**松林委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 撤去された後、変更点があったらまた掲示するかも分からないという話ですかね。市民の皆さん、あれを見てね、こうなるんだって皆さん思っているんで。ほんでまた、それ、変わったものを変わったものでちゃんと報告というか、僕らはこれ、ずっと見ているんですけども、市民の方々はあれをずっと見てはるんで、その辺ちょっと丁寧をお願いしておきます。

以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、南北道路の話が出たわけやけども、仮称はええとして、令和3年度で予算措置をされている。今、半年以上がたとうとしているわけやけども、予算措置はしたけど今現在、どこまで計画が進んでるんか。この道路というのは今、知っているように、合併時に一番先に新市の建設計画に入れてあった。事業の関係でこれ、県にやってほしいということでやって、そのままずっとそのまま来たる。合併して17年。1つもほかは進捗ないわけやけど、今初めて予算化した。県の平成20年度やったんかな。調査費までついた。ところが、あとほったらかしというのが現実。いわゆる奈良モデルの話も出た。県は一生懸命になってくれた。ところが、なかなか市はついていけない。そういうようなことで今現在なっている。今、令和3

年度で予算化された。すぐに完成みたいにできることやないわけやけど、計画がどこまでされてんのかということ、教えてもらいたい。

それと、今各委員からこの駅前広場でいろんな意見出たる。出たるけども、駅前広場というのはどんなもんやとか、例えば道路、今出た道路のところへ駐車スペースをつくってほしいとかいう話がある。それは道路構造令ではでけへんならでけへんとか、はっきり言わなあかんし、これ、今、駅前広場が中一方通行になつたる。何で一方通行しかできひんねんって。東どん突いたら抜けるところない。どん突きの道やねん。そもそも初めからそんな話を出たるわけや。それはみんな頭に入れなあかん。そやから、バスが来たかて真つすぐ東へ抜けていかれへん。そやからここで回転すんねんとかやな、きちつとやっぱり説明せんと、私は誤解招くと違うんかな。駅前広場というのは、広場、広場と言うてるけども、この位置づけは道路やん。そやから、バスとか、そういう乗合タクシーとか、こういうようなものについては特別ですよとなつたるから、止めるスペースもつくつたるわけやろ。じゃ、全体的にこの広場というのは道路や。そういうことをきちつと説明せんと、誤解を招く面があると思うんやんな。そういうことやないと、図面を書き直したとかいろんな話出たるけども、経費ばっかりかかるだけやんか。それやったら、今言われた地下道、色分けして、こういう法線で、出来上がった段階ではこういう法線でできますねんとか、自分らで努力できるところは努力したらええのや。何でもかんでも業者、業者ってそんなもん出してたら、銭の100万円、200万円ほかしてるみたいなもんやん。そんな無駄遣いしたらあかん。それはそんでええけど、南北線だけちょっと答えてほしい。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

南北線につきましては、今年度予算で予備設計業務委託ということで計上してしまして、その事業についてはこの6月25日に予備設計業務委託として契約をしております。当初、契約の際には打合せをして、近々、次の打合せに入るところでございます。それと、工期は令和4年の2月28日までとしております。

以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長から今、予備設計を発注したという話はあるけども、今現実に二通りの図面あると思うんやんな、その設計の中で。ということは、今予算化したということは葛城市内だけを考慮して道路をつけるということやねんやろ。ほんなら、これ、何十年度か知らんけども、高い金かけて、2路線の図面あるはずや。それを無視して、また設計をして、新たに予備設計をするということになるわけかな。当初に設計したあの金は何やねん。わしらかて途中で見せてもうたがな。言うたら、新庄と當麻の境界線真つすぐずぼ一んと抜く1つの1案。それから、八川から磐城第2保育所へ行く道路、これ、2案。ほんで、今どんな計画を打ってるのか知らんけども、そんな金ばっかりかけてしたらええというようなものと違って、例えばそれができてるって、それを基にして、例えばここをこういらいまんねんとか言うんやったらええけども、一かけからまた計画したら、出るのが400万円、500万円みたいにかへん

やん。この尺土駅前に何ぼ金かけんねん。何ぼでも日にちはどんどんどんどん行くわけやな、18億円あるさかいて18億円使ったらええというやなものと違うで、これ。そこらもよう考えて仕事をしてもらわんとや。変更もあるけどや。そんな使うためにつけたん違うで。そのときはつかみで、こんだけ要るやろう。用地も儉約し、工事費も儉約し、していくというのが担当課やん。ところが、これ、無駄金がどんどん出たるやん。用地もそうやし、設計もそうや。そんなことしとったら、財政もたへん。今、言うと、南北線でも発注したと言うけども、そこらをちょっともう一遍教えてほしい。図面あんのかないのか。設計書、あるやろ。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

岡本委員おっしゃっている図面についてはございます。それはたしか図面がありましたので、以前、予備設計している図面については今発注した業者に渡してしまして、以前こういう形で図面を書いたというところも参考にしてくれというところの指示は行っております。

以上です。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ということは、その業者も分かってるということやから、随意契約で渡していると。随意契約ではないわけか。例えばね、例えば随意契約にするんやったら、自分らが設計して、例えばこんだけの費用がかかりますよと。そこから既に業者が同じ業者であるのであつたら、以前に調査した資料を持っている。例えば500万円かかります。その持っている資料を引いたら、例えば100万円引けまんねんとか、そういう計算して発注してるのか。それとも、同じ業者やというて指名競争やりましてん。やったら、金の計算が合わへんの違うんかいな。そこらも考えて発注してもうてんのか。その辺、課長どうですのん。何も随意契約したらあかんと俺、言うてるのと違って、資料があんのやったら、一般競争するのも大事やけども、それやったらその業者に渡して、その分だけを引いてしたら、やっぱり経費の無駄遣いにならへん。そこら、どういう発注の仕方してますのん。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

その以前の資料というのが2枚の図面のみでありました。ですので、具体的な成果というのがなかったかと思っておりますので、一般競争入札をさせていただきました。その後、契約した業者にその旨の報告、報告というか、参考にといいことでお渡ししました。

以上でございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、話を聞いてとったら、図面はあると。図面があるということは、予備設計ができてることやと私は思ってるわけや。今、話を聞いてとったら、図面はありまんねんけど競争入札をやりましてんというたら、100%で発注してるということやん。それやったら、図面ないのも一緒とちゃうかと俺、言うてんのか。もう一遍、同じ図面書くわけやろ。当初から測量して。そういう無駄遣いをしたらあかんといいことを俺、言うてるわけ。もう発注したん

のやったら、何ぼ言うてもしゃあない話やん。業者も決まったんねんから。だから、今後発注するときに、やっぱりそういうことをきちっと見て発注をしてもらいたい。お金ない、お金ない言うて、財政がパンクしかけているわけや、葛城市。それにぼんぼんぼんぼんそんなもん金を使ったらあかんがな。俺はそう思うで。そやから、きちっと、今言うているのはたとえ50万円でも100万円でも儉約していくねんというこの姿勢がなかったら、そんな誰がやったってもつことないがな。そこらだけきちっと今後やってほしい。

**松林委員長** ほかにございませんか。

阿古市長。

**阿古市長** 委員のご指摘は深く受け止めていきたいと思えます。しかしながら、ちょっと訂正をお願いしたいんですけども、今回の監査委員からの令和2年度の監査委員としての報告もいただきましたところでございますが、葛城市の財政は決してそのような状態ではない、健全な状態でありますということでございます。ただ、将来を見据えた中でのやはり節約をしていきなさいよというご意見はいただいておりますが、破綻をするような状態ではないということ、訂正をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

**松林委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それは10年先か20年先か知らん。私の言いたいのは、破綻という言葉があかんのか知らんけども、やっぱりもっと節約してほしいということ、俺、言うてるわけやんか。今、一遍に言うてのと違う。俺、十何年言うてきとるわけやん。それで1つも応えてくれたんかいな。そうなかったら、一般質問でも出たるやないかいな。やいやい俺、嫌われることばかり言うてきたけど、1人として守ってくれたらこんなことならへんのちゃうかということ、言いたいさかい俺、言うてるだけやねん。何も俺、市長に当たってわけでも何でもないけどや。市長一人ででけへんやないかい。市長が命令出して、職員が皆、仕事をするわけやねん。職員一人一人がその気になってくれなあかんということ、俺、言うてるわけやん。それだけはやっぱり市長、理解してほしいと思えますわ。

**松林委員長** 節約してほしいということで岡本委員おっしゃっておられたということで。

ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 繰り返しで申し訳ないんですけども、私、すごく前回の委員会のところでお話を聞いてたんと勘違いしていたら教えていただきたいんですけども、先ほど見込みやと。用地買収後の計画はこのように進めるんだと。できるところだけやると。確認したんは、私、歩道とエレベーターと、ここは早々にやられるんかなというふうに理解したんですけども、その用地買収の済んでいる空き地はこれ、5年間、6年間この状態でほっとくんか。その辺のところ、これ、空いてるんで、それを簡易なアスファルトでも整備されるのか。その辺のところ、今の段階でご報告いただける内容がございましたらお聞きをしたいなと思えます。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

用地が完了しない部分の購入済みの事業用地につきましては、仮舗装を行いまして、迂回路とか乗降スペース、それを仮設で造りたいと思っております。白色のラインとか誘導看板とか安全対策を行った上で、できる範囲、安全な範囲でしていきたいと考えております。

以上です。

**松林委員長** 増田委員。

**増田委員** それを聞きたかったんですよ。當麻庁舎の移転も一緒ですよ。最終的にどうなるんだというのは、めどが立ってないのに今報告でけへんというのと一緒でね。当面こういう方向で工事を進めるんだという具体的な計画をお示しをいただいたら、とりあえずここまでやってただけるんだなというふうに理解できるんですけども、その辺もう一度、結構ですよ、こんな難しい設計図やなかったも、分かりやすい図面で結構ですんで、資料としていただけたらなど。

それから、エレベーターの設置に関連して、あの周辺も足場管が非常にごろごろしとる。その辺のところも整備していただけるのかな。歩道というものをきちっと、途切れてる部分の整備もしていただけるのかなというふうにも推測していますので、その辺のところも含めて再度、暫定っていいですか、とりあえずの図面をお示しをいただけたらありがたいなと思います。よろしく願い申し上げます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

下村委員。

**下村委員** 私、尺土地元なんで地理的によく分かっているんですけども、この一番下のほうの道路のまだ下というか、一番下は池があるんですね、尺土池というのが。この道路、下の道路から、多分池へ上れたりはずると思うんですけども、かなり深い池なので、小さい子どもが今でもちょっと遊んでますけれども、危険のないようにだけ考えてほしいなと思っております。これはまた大字の区長とも話をさせていただいたら結構なんですけれども、そういう深い池がすぐこの道路、一番下の道路のまだ下にあるということを確認といえますか、そういう危険のないようにお願いしたいなということで。以上で。

**松林委員長** 返答、よろしいか。

**下村委員** 別にね。

**松林委員長** 答えられるんでしたら。

**下村委員** 答えられるんであれば。

**松林委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

駅前広場の西側、そこから池に向かう道があります。それについては承知しておりますので、安全対策等は十分行っていきたいと思えます。

**松林委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思えます。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。



本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** それでは、2つ目の調査案件であります、国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。

この事業につきましても、6月議会で報告させていただいた内容と変わりなく進めております。JRが施工する架道橋工事委託が完了し、引き続き令和3年3月議会で承認いただきました市が施工する架道橋の西側と東側の一部のすりつけ区間の道路改良工事を令和3年12月24日の竣工を目指し取り組んでいるところでございます。その後、東側の一部のすりつけ区間の改良工事、ライフラインを歩道内に埋設する本移設工事と進める予定をしております。この区間の工事につきましては長期にわたっており、早期に通行可能となりますよう取り組んでいるところでございます。

次に、用地取得の状況についてでございます。JR架道橋工事区間に接する東側の連続する2筆の土地の取得について、すりつけ区間の改良工事にも影響あることから、優先的に交渉をさせていただいておりました。土地所有者2名の方とは、土地の売買及び移転補償の契約をさせていただきました。そのほかの用地につきましても、早期完了を目指し、事業用地の確保に努めたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等がございましたらお受けしたいと思っております。何かございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** この確認だけ。行財政の行政改革のところで、以前、RPAのやつを樫原市と共同で進めていって、業務の効率化を図るということをおっしゃっていましたが、それ、その後、どう進んだんですかね。それだけ教えてください。

**松林委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員のご質問ですけれども、RPAですね。令和元年度に樫原市と葛城市共同で、奈良県の補助金、奈良モデルの補助事業を受けまして、採択を受けましてRPA実施いたしました。その後なんですけど、その採択した事業で令和2年度にその採択した業者と一緒にAIOCRとRPAを活用するというところで進んでおりましたが、その途中でコロナの状況などもありまして、現実には子育て福祉課と協議して新たにRPAの取組をしておったんですが、シナリオの作成というところで2つの業務、保育と学童の関係ですが、そこまですたんですが、そこで途中で終わっておるという状況で、令和2年度なんですけど、そ

のような状況で今、現段階来ております。また、引き続いて令和3年度にその継続した取組、進んでおりますので、今、手持ちでちょっと資料がないんですけど、そのような状況でご理解いただきたいと思います。

以上です。

**松林委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 突然の質問でありありがとうございました。ひとつ、国のほうでも行財政改革の切り札と言われている、これまで葛城市も1回テストされて、1時間の業務が5分で済んだということでしたので、コロナという状況でなかなか進むのは難しいかもしれませんが、引き続き進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

**松林委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課の高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況についてご報告いたします。

令和3年の4月から7月までの利用状況につきましてご報告いたします。運行日数は122日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが72.57人、ミニバスルートが18.18人で合計90.75人でございます。予約型乗合タクシーは1.60人でございます。前年度の同時期と比較いたしますと、環状線ルートが1日当たり54.65人、ミニバスルートが14.37人、合計69.02人です。予約型乗合タクシーは1.94人でございますので、前年度の同時期における同ルートの利用状況を比較いたしますと、環状線ルートとミニバスルートでは、利用者は増加しております。これは新型コロナウイルスの影響を受けておりましたが、4月1日から実質的に運賃無償化の取組や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の接種率の向上などが要因にあったためと考えております。

次に、利用促進に向けての取組でございます。マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、現在108名の方に228件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、大和高田市立病院となっております。また、スマートフォンやパソコンを利用して葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるナビタイムやジョルダンに加えまして、令和3年3月末からヴァル研究所による時刻表インターネット検索にも対応しております。具体的には、ウェブサイトのヤフーの路線検索に対応したものでございます。

今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載をはじめ、多角的に広報活動を検討し、利用促進に努めてまいります。

最後に、本年度の公共交通に関する事業について報告いたします。葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、葛城市地域公共交通計画の策定に取り組んでおります。令和3年

8月に書面開催ではございますが、葛城市地域公共交通活性化協議会を開催し、葛城市地域公共交通活性化協議会の委員の皆様にご意見を伺いながら、市民の移動実態や移動ニーズ、現在の公共交通に対する意見を把握するために、住民アンケート及び葛城市が運行する公共バス及び予約型乗合タクシーの利用実態を把握するための利用者アンケート調査の実施に向けた調整を進めております。住民アンケートにつきましては、9月中旬以降で葛城市にお住まいの20歳以上の方を対象に2,000世帯にアンケート調査を実施する予定にしております。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しながら、実際に調査員がコミュニティバスに乗車して、バスの利用者の方にアンケート調査を実施する予定にしております。

以上でご報告を終わります。

**松林委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行については、事業の進捗状況に伴い、随時委員会を開催し審査を必要とすることから、また、議会改革特別委員会で提案のありましたその他総務建設常任委員会の所管に関する事項につきまして、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**松林委員長** ご異議なしと認めます。よって、これらの事項については議長に対し、閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの申出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**松林委員長** ほかに委員外議員からのご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

**松林委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

各委員の皆様におかれましては、長時間にわたる慎重審議、お疲れさまでございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会といたします。

閉 会 午前11時16分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

松林 謙司